

# 会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第1回上尾市政治倫理審査会会議
開 催 日 時	令和3年6月2日(水) 午前9時45分から午前11時30分まで
開 催 場 所	上尾市役所 行政棟3階 庁議室
議長(委員長・会長)氏名	関 篤 会長
出席者(委員)氏名	三角 元子 委員、船川 喜正 委員、渡辺 英人 委員、関根 貴生 委員
欠席者(委員)氏名	
事務局(庶務担当)	総務課長 中澤 真治                      総務課主幹 石川 弘之 総務課副主幹 櫻井 裕                  総務課主任 川村 明日香 総務課主任 安川 朋恵                  総務課主任 甘樂 一輝

会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	(1) 審査会の運営について  (2) 資産等報告書等の審査について  (3) その他	(1) ・上尾市政治倫理審査会傍聴要領の決定等  (2) ・上尾市審査要領(案)の説明及び意見交換等 ・資産等報告書等の説明及び意見交換等  (3) ・審査会日程に関する報告等  ※詳細は議事の経過のとおり

議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数              2 名
-----------	--------	-----------------------

会 議 資 料	別紙のとおり
---------	--------

議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。

令和    3年 7月 5日

議長(委員長・会長)の署名                                          関                      篤                     

議長に代わる者の署名  
(議長が欠けたときのみ)                      \_\_\_\_\_

## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>開会（事務局紹介、定数報告及び配布資料確認）</p> <p>正副会長の互選（会長に関 篤氏、副会長に三角 元子氏が就任）</p> <p>会議の公開の決定及び審査会傍聴要領の決定</p>
関会長	<p>それでは議事の「資産等報告書等の審査について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>上尾市長等政治倫理条例資産等報告書等審査要領案を作成したので、検討いただきたい。</p>
関会長	<p>それでは、審査要領に関する意見について、まず三角委員から発言をお願いします。</p>
三角副会長	<p>要領には「全ての」等の記載があるが、「添付書類に記載された全ての」と記載することが適当と思われる。市民に誤解がなく分かりやすい記載とすべきである。</p> <p>また、審査報告に当たっては市長が持っている全ての財産について調査して「適正である」とするわけではないので「報告書に記載された内容について」「添付書類に記載されている限度において」等を前提とし、「提出された書類の限度において適正である」というように留保しておく方が市民に誤解がなく、適当であると思われる。</p>
関会長	<p>同意である。これについて他に意見はあるか。</p>
船川委員	<p>同意である。普通預金等の報告もないことから、これが全てであるという記載は誤解を招く可能性があることは否めない。</p>

関会長	意見のとおりでよろしいか。
委員	(異議なし)
関会長	<p>異議なしと認める。</p> <p>次に自分からの意見だが、審査要領第1の12(3)は貸付金の規定であり、イの「金融機関等が発行する残高証明書」は現実にはないと思われる。削除してもいいのではないか。</p> <p>同じく(4)のウ「金融機関が発行する融資証明書」も削除してもいいのではないか。同じく(5)のア「確定申告書」は「確定申告書第一表、第二表、第三表」とした方がいい。</p>
三角副会長	第一表だけでは分からないのか。
関会長	<p>分離課税があるかどうかは第三表を出さないと分からないものである。正確性を期すために規定としては「確定申告書第一表、第二表、第三表」と加えた方が良い。</p> <p>分離課税を含めた総合課税額であれば第一表で分かるが、分離課税を申告している場合、明細は第三表がないと分からない。また、所得等報告書の分離課税の欄で、「土地等の事業・雑所得」の下の「短期譲渡所得」の欄と「長期譲渡所得」欄は「土地等の事業・雑所得」の内訳である。</p>
三角副会長	貸付金についてはどのような趣旨か。
関会長	市長が貸し付けるのだから、添付書類で「金融機関が発行する残高証明書」とする規定は違和感がある。
事務局	貸付金については現実的に考えにくいという指摘であれば、要領を修正する。
関会長	不適當と思われるので改善していただきたい。

	<p>次に、審査要領第1の12(5)イの「支払書」は源泉徴収票、支払調書のことかと思われるが、もしそうであれば明確に規定した方がいいし、併せて確定申告書第二表も添付させた方がいい。具体的には(5)アの確定申告書の写しというところに第二表の写しを追加するということである。資産等報告書の基礎となる資料は第二表である。</p>
渡辺委員	<p>確定申告書の控えの写しを提出する、ということにした方が控えの写しとして全てを提出することが、より一層一般感覚に近いのではないか。</p>
関会長	<p>通常、「確定申告書」と言ったら第一表、第二表、第三表である。その他に計算書等があるが、それは不要なので、第一表、第二表、第三表とするのが適切ではないか。</p>
三角副会長	<p>可能かどうかは不明だが、可能ならば全部出すという方がそれに越したことはないと思う。</p>
関会長	<p>確定申告書第一表、第二表とし、分離課税がある場合は第三表の写しを出すという審査要領にすべきではないか。</p>
渡辺委員	<p>「このようにすべき」という意見はその通りであるが、現時点においては現段階のガイドラインに則っているのかを審査してはどうか。</p>
関会長	<p>「第一表、第二表、第三表」と規定してあれば、第二表が付いていなかった場合に出すように伝えられる。一方「確定申告書の写し」とした場合は「第一表だけで良いのではないか」という解釈をされる恐れがある。今回も最初は第二表が提出されていなかった。</p>
三角副会長	<p>提出を求めた結果、拒否された場合にはそのように報告するということでも良いのではないか。</p>
渡辺委員	<p>制度としては倫理を求めている性質だと思うので、何を提出すべきかは</p>

	<p>本人の倫理に基づいて判断してもらい、それに対してまずは本人を信頼して任せるということにした方が良いのではないか。</p>
事務局	<p>今現在、第一表の写しと第二表が提出されている。第三表が追加になるかをご審議いただきたい。審査会で決定したら、対応は可能である。</p> <p>なお、分離課税はない可能性がある。こちらについては早急に市長に確認して8日に有無を報告することは可能である。</p>
関会長	<p>第一表の右に税額が記載される。第三表がないことは第一表を見れば明らかである。</p>
関根委員	<p>今後の審査で今日の議論を忘れてしまう可能性がある。審査要領については会長の言う通り細かく書いてある方が、今後の審査会の助けになる。</p>
関会長	<p>当初、確定申告書の第二表が不足していた。審査会が提出を求めて追加で出されたものである。</p>
事務局	<p>(確定申告書の控えの写しを)全部を出すか、または第一表から第三表までと規定するか、審査会の決定に従う。どちらも可能と思う。</p> <p>第三表はない可能性もあるので、「ある場合は出す」という限定付きとしても良いのではないかと思う。</p>
関会長	<p>議論がずれるが退職金は報告対象となっていない。</p> <p>退職金は確定申告しなくても良いことになっており本人の選択である。申告していないと確定申告書上は空欄で出てくる。確定申告書によると退職金の明細が出ないが良いのか。</p>
渡辺委員	<p>一般に確定申告書を出す控えは第一表から第二表しか返されない。</p>
事務局	<p>事実として、今回は第一表しか最初に出てこなかった。第二表は追加</p>

	<p>で出された。</p> <p>今後このようなことがないように第二表も必要である、第三表も必要であれば出すというように明確化するのであれば、審査要領に盛り込むことは意義があると考えます。その方向で事務局も検討してよいか。</p>
委員	(了承)
事務局	それではここまでの内容を反映し、次回修正案を提示させていただく。
委員	(了承)
関会長	次に資産等報告書について委員から意見を願います。
三角副会長	本件資産等報告書記載「建物」の3段目記載の建物の摘要欄に共有の記載はないが、提出された敷地権付建物の登記現在事項証明書では共有持分2分の1と記載されているので整合しない。
関会長	これについては市長から訂正が出されたため、現時点で対応が完了している。続いてお願いしたい。
三角副会長	借入対象自動車は割賦弁済による購入であり、所有者ではないので記載不要であるとの事だが、購入した資産が売主に所有権留保されているとしても、実際には担保権の設定に過ぎないのであるから、資産として記載するのが適当と思われる。
関根委員	同意見である。
渡辺委員	車検証上、所有者と使用者という欄があるが、使用者欄に氏名が載っているならば、財産として記すべきであるということか。
三角副会長	購入した以上は、自分の資産であるという考え方である。

渡辺委員	<p>同意見である。車検証の使用者または所有者に名前があれば財産として記すべきということで良いと思う。</p>
事務局	<p>政治倫理条例第6条の「有する」の解釈は「所有する」と狭くとらえるのか、又は残価設定型ローンのような場合は所有と同義であるという解釈で良いか確認しておきたい。(残価設定型ローンは、) 購入したが使用権を設定しただけの状態である。</p>
三角副会長	<p>どのような購入の仕方をしようとも、所有とみなすということである。単なる使用権という意ではないということである。</p>
委員	<p>(了承)</p>
三角副会長	<p>次に、所得報告書の記載欄の空欄についてであるが、「0円」等を記載し、該当がないということを明確にすることが報告として適当と思われる。</p>
関会長	<p>これについて意見はないか。</p> <p>(委員からの意見なし)</p>
事務局	<p>訂正に当たり、今回の報告から訂正するか、次回以降からとするか審査会の意見はどうか。</p>
三角委員	<p>今回からお願いしたい。</p>
関会長	<p>そのように対応をいただきたい。</p> <p>続いての意見をお願いします。</p>
三角副会長	<p>提出された納税証明書の固定資産税の書類は土地のみであり、建物の</p>

<p>関会長</p>	<p>共有持分に応じた納税の書類について提出すべきではないか。</p> <p>これについても市長から訂正届が提出され、対応が完了している。      続いての意見を願います。</p>
<p>関根委員</p>	<p>連帯債務の場合には持分で除した額を記載することになっているが、連帯債務は分割債務ではなく対外的には全額の返済義務を負うという法的性質があるので、持分で除す前の額を計上し、除した後の額をカッコ書きで記載するという方法もよいかと思う。</p>
<p>三角副会長</p>	<p>同意である。100パーセント書く方が良い。</p>
<p>関会長</p>	<p>了解した。これについて異議はないか。</p> <p>(異議の声なし)</p>
<p>関会長</p>	<p>それではそのように訂正していただきたい。      続いて意見を伺う。</p>
<p>船川委員</p>	<p>所得等報告書の納税状況の自動車税については、非該当となっているが、残価設定型自動車ローンでも自動車税の納税義務者に該当するのではないかという意見である。</p>
<p>関会長</p>	<p>これについても市長から訂正届が提出され、対応が完了したものとす      る。</p> <p>次に自分の意見であるが、確定申告書に上尾税務署の收受印がないので補正を要するという点については、事前に確認し、市長から上尾税務署の收受印が押印された確定申告書の写しが追加提出された。</p> <p>次に、所得等報告書の「基因となった事実」には件数(法人数など)の記載がない。単に「給与」ではなく、法人数を記載した方が良いと思うので今後検討を要すると思う。</p>



三角副会長	<p>総額で記載するか、確定申告書の第二表のとおり内訳を書くのか、検討すべきである。</p>
関会長	<p>少なくとも「3件」などの記載があった方が良いと考える。 他の自治体で、どこからいくら収入があるかの記載の事例はないのか。</p>
事務局	<p>事例としてはかなり少ないと思われるが、自治体によってさまざまである。単に給与と書くところもある。</p>
三角副会長	<p>関連会社等報告書と併せてみれば「3件」と判断できる。</p>
関会長	<p>少なくとも提出者がどういう人物かというところに関心があると思う。1社ずつ書くのも件数によっては難しいので、せめて会社数くらいは書いた方が良いと思う。</p> <p>(異議の声なし)</p>
関会長	<p>以上で一通り意見を確認した。</p>
事務局	<p>ただいまの審議の結果で対応方針がある程度確認できたところだが、この補足や意見が反映されれば、報告内容がおおむね適正であるとしてもよろしいか確認いただきたい。</p>
関会長	<p>それでは確認する。</p> <p>今回提出された資産等報告書等は、ただいまの審議で補正されることもあるが、これを含めて現行の制度に基づいておおむね適正に作成されているということによろしいか。</p>
三角副会長	<p>適正か否かは訂正が適切になされたことを確認した上で決定したい。</p>

事務局	<p>訂正箇所は早急に訂正し、次回会議において提示したい。 それを確認した上での決定で問題ない。</p>
委員	<p>(了承)</p>
事務局	<p>その他の意見について、事前に各委員から制度全般に関する意見を伺っている。これについて各委員から発言いただいた上で、報告書に記載すべきか否か、次回までにご検討いただきたいと思う。</p>
三角副会長	<p>時間的に進められるところまで進めたい。</p>
関会長	<p>それでは委員からの意見を報告していただく。</p>
三角副会長	<p>資産等報告書に自動車を資産として記載すべきということと、自動車購入資金借入れの記載と整合する資料の提出を求めることについては、すでに議論が完結したので取り下げる。</p> <p>次に、当座性預金以外の預貯金及び有価証券については、今は超低金利なので普通預貯金に多額の資金を入れている可能性があるので、普通預貯金を丸ごと報告から抜くという判断は適正なのかということである。</p> <p>例えば当座性預貯金についても生活上必要な資金の額を決めていただき、それを超えた部分を記載する方が、資産等報告書の主旨としては適正ではないかということである。</p>
関会長	<p>次に関根委員に意見の発言をお願いします。</p>
関根委員	<p>自動車の件については先に協議した内容で対応済みと考えるので割愛する。</p> <p>当座預金、普通預金及び普通貯金を報告から除くことの適否については、三角副会長の意見と同様に検討したいというものである。</p> <p>次に、有価証券に関する報告については、会社の規模や株式の流通性</p>

<p>関会長</p>	<p>に関わらず、有価証券の保有による利害関係が政治倫理上問題となる可能性がある。有価証券に関する報告に制限がかかっていることについて、政治倫理条例の趣旨と有価証券の取引に関する法律の趣旨は異なるので、同じ法律の考え方ではなくても良いのではないか、という立場である。</p> <p>次に、資産等報告書等を市長が市長に提出し、写しを市長が審査会に提出するという条例の立て付けについて、写しを見ただけでも（これが資産の全てではなく）遺漏があるだろう、審査会の審査は形式的なものであると感じる。</p> <p>それにも関わらず、例えば市が（この報告書を）万全のものである、しっかり審査したなどと広報し、後から報告（漏れ）があることが分かった場合、せつかくこのような制度を整えてもうまく活用できないことになる。</p> <p>例えば審査会に原本が提出され、追加書類などを請求するなどという形式になっても良いのではないかと思う。審査会がそのようなことについて答申、建議していければ良いと思う。</p> <p>では、自分の意見だが、「1前年分の所得」に総合課税及び分離課税の各種所得が並んでいるが、確定申告書第一表及び第三表の所得金額の文言に統一した方がよいと思う。具体的には、総合課税にある「譲渡所得」は「総合譲渡所得」に変更する。また、分離課税の各欄の文言は、確定申告書第三表の所得金額の文言に変更するという内容である。</p> <p>次に「退職所得金額」の記載がないので「退職所得金額」を加えるか否か今後検討を要すると思う。</p> <p>一通り意見が出たが、時間の許す限り続行する。</p>
<p>委員</p>	<p>（了承）</p>
<p>関会長</p>	<p>何か意見はあるか。</p>
<p>三角副会長</p>	<p>関根委員の有価証券に係る意見について詳細を伺いたい。</p>

<p>関根委員</p>	<p>これは政治倫理条例第6条第1項第5号で金融商品取引法第2条第1項及び第2項を引用しているが、この法律の目的というのは、市場取引する人を保護する観点から定められている。</p> <p>例えば流通性のある株は多くの人に取引されるものであるから、取引する人に事前に情報開示等をしようというものである。</p> <p>逆に言うと今回の倫理条例は、全く流通性がない株で、かつ1株しか保有していなくても、市と利害関係のある法人の株式であれば、むしろ審査した方が良いのではないかと思う。</p> <p>したがって金融商品取引法第2条第1項及び第2項の有価証券に限定するのは不十分であるという意である。</p>
<p>三角副会長</p>	<p>同意である。自身で明らかにするというからには、このような視点があるとより一層丁寧であると思う。</p>
<p>関会長</p>	<p>非公開の中小の株主になっている場合はそれを含むとするのか。</p>
<p>関根委員</p>	<p>個人情報やプライバシーの話もあるが、公開するべきと思う。</p>
<p>関会長</p>	<p>同意である。しかし所有の有無は本人の申告によらねばならない。</p>
<p>三角副会長</p>	<p>報告書に付言として「このような点を考慮していくべきではないか」「当座性預貯金についても同様である」という柔らかい表現で載せて良いのではないか。</p> <p>会長の退職所得に関する意見の詳細は。</p>
<p>関会長</p>	<p>条例上は退職所得を報告することになっていないが、報告をした方が良いのではないかというものである。</p>
<p>事務局</p>	<p>指摘のとおり政治倫理条例第7条で退職金の報告の規定はない。</p> <p>これは市長に関する資産公開条例が移行してきた背景がある。元をた</p>

	<p>どると国会議員の資産公開法の規定に準じて定めており、自治体もほぼそれに準じている。</p> <p>同条例第7条は前年1年間を通じて市長であるという縛りがある。つまり民間の会社を退職して市長に当選した場合、すぐに資産等報告書を出しても当選前の会社の退職所得は出てこない。</p>
三角副会長	<p>例えば、(関連会社等報告に載っている) 上尾、桶川、伊奈衛生組合などから退職金が出る場合は報告した方が良いのではないか。</p>
事務局	<p>報告した方が良いということであれば、条例改正が必要になる。意見として付すことは可能である。</p>
関会長	<p>退職金の記載については、意見として付すということによろしいか。</p>
委員	<p>(了承)</p>
関会長	<p>その他、事務局から報告等あるか。</p>
事務局	<p>※政治倫理審査会の開催スケジュール、6月定例会における委員就任あいさつ、及び終了後の第2回の審査会を開催について説明。</p>
関会長	<p>以上で、議事を終了とする。</p>
	<p>閉会</p>